

新出資料による『図書館管理法』原型の考察

——「学校書籍館管理一班」未定稿の成立と東京図書館——

稲村 徹元

まえがき

- 一、「図書館管理法」の必要性
- 二、「学校書籍館管理一班」未定稿の構成
- 三、未定稿「附図」の面白さ
- 四、中根庸治はいかに関与したか
- 五、「未定稿」成立の時期

六、「未定稿」の問題点

あとがき

補注

影印

「学校書籍館管理一班」未定稿（全文）

まえがき

「新出資料による」などと、標題はや、鬼面人を威（おど）かすとの誇りをまぬがれぬが、要は、従来まったく世に知られなかった未刊の稿本の出現を報告するものである。そして、それを通じて約百余年前、明治二〇年前後から同二五年への数年間に、ようやく国立図書館への地歩を踏み出した、当時帝国図書館の前身の東京図書館で、我が国最初の図書館経営の指針書が、いかに検討され、編述されようとしたかを説明したい。しかし

今回は、ともあれ新出資料の全文紹介を主としたので、背景とすべきこの時期の教育政策や、東京（帝国）図書館史の諸事情、さらには当時における田中稻城館長の動静等については、お、むね周知の事として極力省略した。それらについては、文中引用の文献や、末尾補注に附した若干の参考文献に據ったことを承知ありたい。

一、「図書館管理法」の必要性

明治二五年一月刊行の『図書館管理法』（西村竹間編）は、

明治二五年一月刊行の『図書館管理法』（西村竹間編）は、

我が国で最初の体系的な図書館経営と技術の指針書として知られている。さらにそれは以後明治三三年、同四五年改訂版と相ついで、文部省版の『図書館管理法』へと継承されるが注(1)、二篇ともが、西村の上司で、東京図書館以来の館長(當時はすでに帝國図書館)の田中稻城の編著であった(二五年版『図書館管理法』には、田中館長の序文から目次までの前付一五頁があり、西村執筆の本文は三六頁。そのあとは、大日本教育会長辻新次の演説「図書館ニ関スル論説」に当てる。本書と、次の二つの版は共に、『復刻図書館学古典資料集』シリーズに収まり、昭和五三年に日本図書館協会から復刻刊行)。

二五年刊行の最初の『図書館管理法』は、のちの二篇のように、いわゆる文部省版——形式上はいずれも文部省編 金港堂発行——でないにもせよ、唐突に一人の著作として出版されたものでないことは、同書の構成を見ればすでに明らかである。そこでは前掲のように、田中稻城東京図書館長のや、長文の序文があり、さらに嘗ての博物館書籍館御用掛を勤め、先年には東京図書館を指揮監督する立場の文部次官でもあった辻新次教育会会長の演説を付載する用意のある処でも知り得よう。

さらに、図書館史研究の既知の事実、諸資料を援用するならば、こうした図書館経営・技術指導の指針書編述の必要は、かなり以前から、文部省や東京図書館要路の間では認識されていたことが察知できる。

明治初年以降の翻訳調の海外書籍館紹介はさておき、田中不二麿による「公立書籍館ノ設立ヲ要ス」の主唱(明治一〇年『文部省年報』)を経て、一五年一二月、文部省による各府県学務課

長学校長等へのいわゆる「図書館示論事項」となるとかなり現実味をおびてくる。そこでは、「蔵書ノ撰択・蔵書目録ノ編製・蔵書室及閲覧室ノ整備」等の要件を掲げるとともに、特に「蔵書ノ撰択」に注意を要する旨をや、詳しく説いている。そして、その末尾に於ては「書籍館ノ設施ニ關シテ注意スヘキノ要件頗ル多シト雖モ……勉メテ意ヲ前諸件ノ整頓ニ加ヘサルヘカラス若シ夫レ其規程ニ至テハ頃日文部省ニ於テ既ニ着手スル所アリテ其調成應ニ遠キニ非サルヘシ」としている注(2)。

たしかに以後、内閣制度実施以降の伸展する間、森有礼文部大臣による学制改革の過程で、教育行政とその施策にともなう諸法規は整備されていく。また、二〇年前後から、文部省も東京図書館自身も、参考図書館を指向する同館と、地方のいわゆる通俗図書館としての書籍館の差異に着目して、やがて二三年にいたっては、文部省に於いても、東京図書館や大学官立学校の図書館はその専門学務局に、公私の図書館については学校通則にもとづくものとして、これを普通学務局への所掌へと、官制上も別個に扱われるようになる。又、一九年十月、全国の教育会の総本山ともいえる大日本教育会は、広く公衆ノ閲覧ニ供シ 聊カ開知進徳ノ一端ヲ裨補^{ささ} するため、書籍館の設立を決定し、官立東京図書館から図書的大量貸出しを受け、翌二〇年三月、附属書籍館を開館する注(3)。こゝに紹介する(未定稿)も、その『学校書籍館管理一班』の書名が示すように、まさにこうした時期への道程における産物といえようか。

こうした中で、東京図書館では、二二年頃、本省(文部省)に提出、参事官の審議に至った手島精一「同館主幹起草注(4)」の書

籍館ニ就キテノ卑見」に於いても、「書籍館ニハ自ラ一定ノ管理法・圖書撰擇法等アリテ：東京圖書館ハ地方ノ書籍館ニ向テ直接ニ裨益ヲ及ボシ難シト雖モ、同館ハ設立已ニ久フシテ其經驗ヲ積ム少カラズ、殊ニ書籍館管理法ニ關スル圖書ヲ藏スルコト亦多シ。故ニ彼是參酌シテ書籍館管理法ノ書ヲ編シ、以テ之ヲ世ニ公ニシ……（地方書籍館・学校書籍室等）ノ爲メ中心トナリテ方針ヲ示セハ、其便蓋シ少キニアラサルベシ」云々と表明している。さすれば、この「未定稿」こそ、手島主幹ほか東京図書館首脳の幾人かによつて、「設立已ニ久シイ同館の「經驗」と、所藏の「書籍館管理法ニ関スル圖書……彼是參酌シテ」格好な指針書を編もうとした努力のあとを示すものといえよう。そして、そこへ、二三年に帰朝し——前年に退任した手島や、田中の留守中を兼任として預つた学友の末岡法科大学教授の後をうけ——官制改まって館長となつた田中稻城の斧正が加えられたものかどうか。あるいは文部省側からのいろいろな注文がもたらされたのであろうか。ともあれ、この「未定稿」を二五年の「図書館管理法」刊本——以下、「刊本」と記す——の草稿と考へ、両者を比較してみると、著るしい差異をそこに見出さざるを得ない。

二、「学校書籍館管理一班」未定稿の構成

抑々、この未定稿は、（東京）教育博物館から東京図書館、そして帝國図書館へとながく在職し、この間に、和漢圖書の収集、目録作成に力を致した同館司書中根蘆治の手稿とおぼしく、

なぜかこの未定稿のみ、その手元に残されたものらしい。

中根は、明治三八年一月四日、年初登館の途次に脳溢血を起こし、以後加療、翌三九年四月休職となり、四〇年四月満期退職。以後は埼玉県川越に隠棲するが、大正一〇年八月死去した（支部上野図書館所藏文書中の履歴書ほかに據る注^⑤）。この未定稿は、彼のながい図書館生活、公務についての唯一の遺品として、その遺族宅に伝存していたものである。

稿者（稲村）は、先年、中根が明治末年に書き残した「芸軒清話（うんけんせいわ）」等三篇を取めた『日本印書考』を復刻した際に、その解題を執筆し、偶々、縁あつて中根の令孫に当る故目黒勝郎医学博士に際会した。その折、目黒氏からは、中根の出自、家庭環境について種々の示教を得たほか、その自筆の年譜稿を取めた貴重な『当用日誌』（日記そのものではない、病中の感懐等を記した手記で表紙にかく題したもの）の披見利用を心よく許されたが、更に『日本印書考』復刻本の完成を報告に及んだ折に、その家に伝存する唯一の遺稿ではないかと、前置きされて呈示されたのが、この「未定稿」であつた。

『学校書籍館管理一班』の稿本は、いわゆる両館併称、すなわち東京図書館と併記された用箋を用い、片面十行あての罫（けい）紙（二四×一七センチ）で、表紙とも二五丁の墨書である（別掲影印参照。書名の「一班」もその儘とした）。

その内容は、まず表紙に「学校書籍館管理一班 未定稿」と朱書し、裏面に「目録「九項」が記され（和綴じなので、以下丁づけをオIおもて、ウIIうらと略示する）、ついで、第一丁か

ら、「学校書籍館ノ性質及管理法ノ要旨」と、本文が始まる。本文の末尾は、最終章——刊本の編成と比較のため、第何章とする——の「職員及職員ノ注意」が、二〇丁から始まり二二丁ウに、一行を余すだけで、「読書ノ嗜好力ヲ發生セシムルハ洵ニ冀望スル所ナリ」と結ばれている。それ以降は、左欄外に「書函全図之ニ入ル」と朱書し、二二丁から二三丁を「附図」の原

未定稿

学校書籍館ノ性質及管理法ノ要旨
 書籍館ノ結構
 図書ノ領取及其取扱（原簿ノ図式一枚挿入）
 図書ノ選択及目録ノ分類法（二〇丁ウは抹消）
 書架ノ構造及図書陳列法

一〇一 四ウ
 四ウー 七オ
 七オー 八ウ
 八ウー 一三オ
 一三オー 一四ウ

図書ノ保管及装訂
 閲覧室ノ管理及図書ノ出納

一四ウー 一七オ
 一七オー 一八ウ

職員及職員ノ注意
 附図（二丁分に「附図」原画を貼付）

二〇オー 二一ウ
 二二オー 二三ウ

* 本文の章名表記は「書籍陳列法」とある

画が占め、最終の二三丁ウにも「カードカクログ」^(マ) 机案ノ図之ニ入ル」と朱書されているが、前の二図と異なりや、厚手の和紙に描かれた「附図」原画（影印二七頁掲載）が挿入してある。本文の構成について見ると、未定稿と刊本の間に章節の順が改まり、収容量の差異も判るので、以下、未定稿の目次に合せ、刊本での章節を下段に掲げ対比してみよう。

刊本

〔序（田中稻城）〕	一一一頁
〔緒言（西村竹間）〕	一三一—一四
〔目次〕	一五
第一章 総記	一頁
第二章 閲覧室并書庫	二—四
第三章 図書選択并取扱順序	四—一四
第四章 目録編纂法	一四—二二
〈一六一—二二頁に分類表〉	
第五章 図書排列法并書函構造	二二—二九
第六章 曝書並点検	二九—三一
第七章 閲覧室ノ準備並図書貸付ノ順序	三一—三四
第八章 学校図書館管理者注意	三四—三六
〔図書館ニ関スル論説（辻 新治）〕	三七—四四

三、未定稿「附図」の面白さ

つぎに、この「未定稿」の存在——まさに二五年刊本に対し
ての「未定稿」たる資料性——をつよく認めさせるのは、その
附図（図版原稿）である。これらの図は、刊本「管理法」を見
慣れた者ならば、一見して同書に使われた挿図の下図だなと察
知できるもので、稿者（稲村）も亦、目黒氏からこの「未定稿」
を呈示され、一覽した折に、目次とこの「附図」稿を見て、一
種の戦慄すら覚えたものである。本文を対比するのもさておき、
一見明瞭な「附図」を刊本のそれと比較していくのは容易であ
るが、以下、「未定稿」の、各章節に用意された「附図」の原画
につき、それが刊本にどう採られ、あるいは変更が加わってい
るかを見てみよう。

(一) 「未定稿」では「図書ノ領収及其取扱」（刊本の第三章「図
書選択并取扱順序」に当る）の章中、「原簿（甲）ニ之ヲ登録
スルモノトス」と述べ、つぎに「甲 原簿ノ様式（図式を様
式と朱記で改める）」として、折込みに半紙一葉ほどを宛て示
している（七—八丁の間、見出し欄名は、左から「收受年月
日、番号、書名、冊数……事由」と記載）。刊本で二二—三
頁に掲げたものがこれに相当する。

(二) 「未定稿」で、「閲覧室ノ管理及図書ノ出納」の章中、第
一九丁に貼付されたのは、一図版とはいえぬかも知れぬが、
刊本の三二頁に、載せた「閲覧證」のモデルである。「東京図
書館図書閲覧證」がそれで、刊本に掲出の際は、館名は英字

名ともに削って単に「閲覧證」*とし、また右側欄外の注意事
項も、刊本三二頁の図にあるように一行に改まったほかは、
記入欄名の英訳などはそのまま、使われている。

* ちなみに、のちの三三年版では、再び「帝国図書館図書尋常閲覧證」
として、前掲、未定稿貼付の東京図書館時代と同様の用紙を掲げてい
るのも興味ぶかい（三三年版一〇頁）。

なお、刊本では三一—三三頁の本文に吸収され、文章体で説明
したために、掲載していないが、未定稿に貼付された「閲覧證」
用紙裏面にある「図書閲覧手続」の文は、まさに当時の東京図
書館での実例を示し（影印参照）、教育博物館の建物を使った
二階建ての同館での閲覧システムを知る上で参考となろう。

「未定稿」の本文に、図版めいたものが挿入してあるのはこ
の二例だが、未定稿作成者が「図版」と考えていたのは、むし
ろ目次末尾に「附図」と題し、一括して篇末に置いた新らしい
作図による版下風な挿図を指すようであった。これらの「附
図」は末尾に実物を貼付した「函架箋（図書のラベル）」と、
「カードカタログ（目録カードサンプル）」を除くと、ほとん
どが薄葉紙に烏口で描いた精密な作図であり、それらを二五
年刊本の一〇、二六、二七、の各頁に掲げた図版と比較する
と、ほとんどがその原図に相当することが判る。

「未定稿」最終二二丁ウにある「カードカタログ机案」にい
たっては、二五年刊本においても「カード目録函ノ図」として
その儘用いられており（一〇頁参照）、さらに三三年版では、
前記「閲覧證」用紙の場合と同じく、「帝国図書館所用ノ目録
抽斗」と明示し、転用されている（三三年版一〇三頁第十九図

(参考)。

つきに、(未定稿)末尾に「附図」として貼付の下図や実物のサンプルを刊本挿図と比較した時、たとえば「書函ヲ解剖セシ図」(刊本二六一—二七頁)では、棚板の描線は、(未定稿)の下図の方がより立体的な感じを与えているなども興味ぶかいが、末尾にある「カードカタク」(二三丁貼付)も、よく知られているように、欄名が右側から記されているだけでなく(刊本一四頁の折込み表参照)、有罫の欄を区切った型式など、現在でも購入事務のスリップなどに用いているのを想起させるなど、明治二〇年代東京図書館のものとしては、むしろ目新しい感じすら覚える。

四、中根肅治はいかに関与したか

稿者は、前々章でこの未定稿を帝国図書館——この時期はまだ東京図書館だが——司書中根肅治の草稿として紹介した。しかし、疑うことなく彼の執筆稿として扱うには、もっと厳密な手順による検証が必要であることは言を俟たない。

(一)筆蹟の比較を詳しくし、(二)中根の文癖(文体)を文中にさぐり、あるいは(三)成稿の時期を、東京図書館在勤時の彼の動静と詳しく参照する……等々その検証の手法は多々あろう。

しかし、小さな結論をまず挙げると、「この(未定稿)は、中根が字句の修訂に多く関与しながらまとめたものとはいえず、内容的には——恐らく——関与する余地は極めて少なかった」と云い得ようか。

刊本各章の構成、その文章を仔細に見た時、未定稿とはかなりの隔たりが発見でき、もう一篇か、場合によっては——部分的にもせよ——更に二回ほどの決定稿を経て、始めて今日、我々が手にしている西村竹間編二五年刊本に到達したのではあるまいか。しかしながら、この(未定稿)こそ、素稿ないしは素案と呼んでよいような——時には大胆に——東京図書館主脳部の図書館観*、より正確に指摘するならば、当時に於ける、学校教育と図書館の役割[†]についての彼等なりの考え方を鮮明に示していると考えてよいのではなからうか。

*この時期の文部省なり、東京図書館なりの要路者が一定の図書館観をまとめる必要にせまられていたことは、一五年各県教育担当者に対しての文部省の一種の公約めいた「書籍館示論事項」[‡]から見れば当然の帰結といえる。その作成立案に参画した伊東平蔵(彼はのちに東京図書館にも籍を置いた)をも考えてよいかも知れぬが、一応こゝでは手島、西村、中根、そして田中館長らを念頭におく。

ともあれ、この(未定稿)が中根の執筆草稿であるかは、まず第一に、その筆蹟から見るべきで、こゝに掲げる二二年頃の彼の筆蹟により比較したい(図版(1)参照)。

上申書(同)との間に、や、筆致に精粗の差異を感ずるとはいえ、三者共通して同一人(中根)の草稿と判断できよう。

さらに、中根としてはこの未定稿につき、たとえ文字修訂に限定したにもせよ、自らが関与し、それにいくばくかの愛着を抱いたからこそ、『図書館管理法』が三たびも改訂された後にまで、この往年に自ら修訂をほどこした未定稿を手元に残したのではあるまいか——中根は明治四〇年四月、一年の病氣休職が満期となり、退職の以後は、帝國図書館のみならず、図書館界からすっかり姿を消したとはいえ、帝國図書館との交渉はなお続き、歿年となる大正一〇年にまでに、その蔵書や草稿本が館へ譲渡されている——。

特にこの未定稿のもつとも『未定稿』といえる点は、その随所に見出される語(字)句の修訂であり、吟味された熟語の使

中根肅治による修訂事項(抜すい)

上二段は未定稿の中での修訂箇所を示し、最下段に刊本で当該箇所が見出された場合の本文を掲げる。刊本で、異なった字句に改まった場合は、中根が再び改めたのか、他者による書替えなのかは、当然ながら不明である。なお、未定稿ではほとんどが墨書による訂正であるが、何ヶ処か朱訂の加わった処もあるが、こゝでは区別していない。

(原文)「一一八」は未定稿の章を示す (訂正)

(刊本の表記)

「一」要旨

爲サシムルトニ在リ
於テ、最ク可ラサル
北米カナダ州オンタリオ州

爲スノ便ニ供スルトニ在リ
於テハ、実ニ欠ク可ラサル
北米カナダ国オンタリオ州

文部省へ豫メ
文部省ニ豫メ

用に見られる。館在職以前の経歴を自記した点でも貴重な『当用日誌』所収の、自選にかゝる年譜に記するようになり、「十才漢学句詠を受け」、「十三才塾生へ漢学助教を托せられ」、「十五才講学世話方を申付けられ、一人扶持給せらる」との年少の福島(藩)時代を経て修得した漢学の学識がこゝに発揮される。やがて、壮年期に教育博物館から東京図書館へと転じ(一八年八月)、爾来、終始和漢の圖書を扱った上席司書の職務からも、図書館の主要メンバアによってこの種の指針書編さんが企図された際ともなれば、何を措いてもその成稿の点検や清書への参画が当然であつたらう。

今、未定稿を繰り、修訂の加えられた箇所を確かめ、さらに章節をたどりながら、刊本と対比して、や、特色ある変更が見る個処をつぎに列挙してみよう。

求需ニ応シテ之ヲ出納シ

〔二〕書籍館ノ結構

書度ノ

倦マサラシム如ク

要用ナレドモ

〔三〕図書ノ領取及其取扱

印記ヲ捺シ

書度ニ整陳シ目錄ハ

〔四〕書籍ノ撰択及目錄ノ編纂法

必要ノ図書ヲ採用セント欲セハ

児童ニ小説書ヲ読マシムルノ可否ハ

之ヲ撰択スルニハ最モ注意セサル可ラス

啓発スル事少カラス

〔五〕書籍整陳法

〔七〕閲覧室ノ管理及図書ノ出納

静寂ヲ主トシ

朗読談話

以下すべて「書籍」を「図書」と改める

求需ニ応シテ図書ヲ出納シ

書架ノ〔以下全て同じ〕

倦マサラシムル様

要ス然レドモ

印章ヲ捺シ

書架ニ整陳シ検索目錄ハ

〔四〕書籍ノ撰択、目錄ノ分類法

若シ古書ヨリ必要図書ヲ採用セント欲セ

ハ

児童ニ小説種史ヲ読マシムルノ

之ヲ撰択スルニ方リ最モ注意セサル可ラ

ス
啓発スル事少カサルヘシ

書籍陳列法

静肅ヲ主トシ

音読談話

〔第二章に相当〕

3頁 「精神ヲ爽快ナラシムル」と改め

ている

〔削除〕

〔第三章に相当〕

6頁 蔵書印ヲ捺シ

11頁 函架ニ陳列シ目錄モ亦整頓スルヲ

以テ

4頁 〔第三章 図書撰択並取扱順序、

14頁 第四章目錄編纂法〕に分ける

35頁 「第八章末尾」

児童ニ小説ヲ読マシムルノ可否ハ

35頁 最モ撰択ヲ慎マザルベカラズ

34頁 良慣習ヲ養成スルヲ要ス

〔第五章に相当〕

34頁 「この章には無いが、閲覧規則の第

七に「音読談話」とある」

〔八〕職員及職員ノ注意

図書ノ毀損ヲ補査シ

覽閱室ノ監視ヲ

児童ノ品性ヲ

図書ノ毀損ヲ調査シ

旁ヲ覽閱室ノ

児童ノ品行ヲ

このほかにも、未定稿では、〈曝書期↓季〉とか、〈表紙↓標紙〉あるいは〈印刷目録↓刊行目録〉といった類の、いわば漢学趣味とでも評したい箇所も見受けるが、多少冗長の語句を削り、読み易くしようと手を加えた点も少なからず見受けられ、その点からも、未定稿起草者たちが、斧正を托したのであろう中根への期待が大きかったかを想像できる。

例えば、著しい字句の改訂を見出す例としては——「図書選択」にかかわる章節で、結果的には一丁のほとんどを全面的に削除しているので、この未定稿にしか名残りを留めていない箇所だが——（本文第一〇丁ウ参照）、その末尾四、五行に加えられた修訂の箇所などが、文体を重んじた中根の学識の一部を示すことができよう。

二行目 撰撰ニ就キテハ↓就キテノミ 他ノ事項ニ：

六行目 若シ学校書籍館ト称シ↓若シ厳然学校書籍館ト

称シ：

七行目 是等ノ書籍ヲ廃棄セサル↓書籍ハ悉ク廃棄セサル
八行目 可ラサルハ勿論夫ノ↓可ラサルノミナラス夫ノ

このようにこまかく見ていくと、時に同筆による字句の修訂

〔第八章に相当〕

が多いのも判らぬが、これはこの手稿が、〈未定稿〉とはいえず、なお初稿か第二稿にでも該当し、清書のをさらに読み返し、語調文体等につき、逐次加筆を進めていたのかも知れない。とまれ、章節の順を入れ替える大きな変更がやがて加えられたにせよ、今日見る二五年刊本とは、文章だけでもかなりの差異が見出される。しかしながら、おそらく中根はこの未定稿の段階においては、その内容構成や立論の是非、すなわち、起草者の図書館観を示す部分については、さほど参画しなかったのではないか。

僅かに想像できるのは、この未定稿のまさに未定稿ならざるを得ぬ大きな特徴というべき「図書ノ撰撰及目録ノ分類法」の章前半で（九—一〇丁）、「児童ニ小説稗史書ヲ読マシムルノ可否」を論じた際、いささか中根の国文漢籍への識見が求められたのではないだろうか。

然し、それとでも「歴年職務ニ勉勵ニ付」と館での履歴に書き加えられた身としては、東京図書館へ寄せられた社会一般からの期待に応えた『図書館管理』指針書であれば、自己の天分をもつと發揮する分野であり、その識見を傾注した個処であることは想像にかたくない。

五、「未定稿」成立の時期

しかれば、この未定稿は、一体、いつ頃に、現在見るような形にまとまったのであろうか。

物理的に見れば、この未定稿が、最初に述べたように、いわゆる両館併称期すなわち、一八年六月合併が定まり、東京図書館が湯島から上野の教育博物館へと移った——当初は上野での新館建設が予定され、経費も計上されながらにわかに変更したとよるといふ——同年九月以降ぐらゐに使われ出した用箋を使っている点からも、まず時期の上限は明らかといえる。もつとも二二年三月に、再び教育博物館は分離し、湯島の高等師範学校へ移り、東京図書館官制が公布となつたにせよ、館内討議での未定稿を清書という手段ならば、尚、旧年使用箋の余部を流用するとしても不思議は無い。

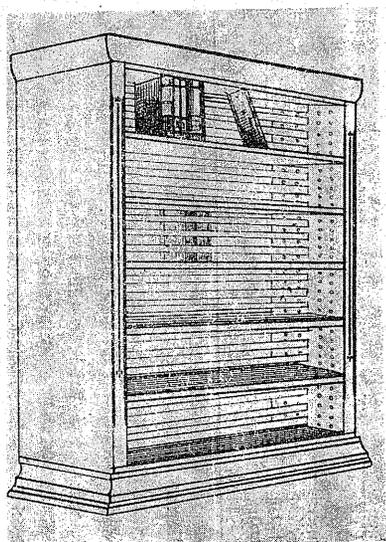
処で、この未定稿でまず求められた「書籍館管理」の指針という点では、当初に見た如く(注(4)参照)、東京図書館要路の起草した「書籍館ニ就キテノ卑見」にいう「彼は参酌シテ書籍館管理法ノ書ヲ編シ、以テ之ヲ世ニ公ニシ……方針ヲ示セハ」といふ検討作業の結果と見てもよいのではないだろうか。この「書籍館ニ就キテノ卑見」は、その前半における「客年中ニ於テ来館者ノ閲覧セシ図書ノ数」が、「二十七万零八百八十七冊ニシテ」とあり、この数へ年報では貸付図書冊数というは、同館における「明治二十年一月ヨリ同年十二月ニ至ル一周年間」の冊数と合致することでもあり(「東京図書館年報」明治二十年年報)。

少くとも二一年に入ってから起草せられたものと見ることが妥当であるといふ(注(4)参照)。

つぎに、この未定稿や刊本(二五年刊)にかかわりそうな、二〇年前後、数年分の「東京図書館年報」(復刻版「帝國図書館年報」昭和四九年刊)所収)をたどると、未定稿成立の時期を解く鍵となる記述を見出すことができる。

復刻版「帝國図書館年報」の九三—一〇三頁には、「東京図書館明治十九年報」が取められているが(報告書は両館主幹手島精一、宛先は一九二〇年のみ文部省総務局長辻新次に改まる)。この年の分は前後数年に比し長文であり、中に「書庫及閲覧室内部改良ノ件」として、「本年ハ欧米諸国ニ行ハルル書函ヲ参酌シ簡便ナル書函ヲ新製シ」たとして、その「構造書籍陳列法」につき図示している。(図版(6)参照。ただし復刻版「帝國図書館年報」九六頁掲載の再録)。

図版(6) (函ノ構造書籍陳列法ニ就テハ左図ノ参照ヲ望ム)



この東京図書館に於て「本年（一九九年）新製シタ書架ノ伸縮ヲ自在ニシ」た「書函」は、まさに二五年刊本二五頁に、挿圖として鉄製の「書籍押」（今日にいう処のブックエンド）と併せ載せている「書函」そのものであり、同書に記す「図書ノ保存ニ適シテ出納ニ便ナルモノ」に他ならぬ。

そして、未定稿には、図版は見当たらずにしても、その「書架ノ構造及書籍陳列法」の章で、「現今東京図書館ニ於テ用フル書架ハ……分類ニ拘ラズ和装ト洋装トヲ問ハス孰レモ直立ニ整陳シテ間隙ナカラシメ……図書ノ保管上頗ル其当ヲ得タルノ證ハ既ニ「一兩年來ノ……抹消」經驗ニ於テ見ル所ナリ」云々と記しているものに該当する（未定稿一三丁ウ最終行参照。傍点と□印は稿者）。すなわち、未定稿のこの箇所は、「一兩年來ノ」と記した五字を朱点で抹消しており、これを前記『年報』所載の報告文（一九九年分）と併せ読めば、未定稿成稿の時期は、少くとも二〇年から二一年に及び、それを消した点からも、尚この未定稿の修訂が翌二二年以降ぐらいにまで続いていたかと推測できる。

さらに、この時期の教育法制の変遷を多少とも窺うならば、東京図書館や東京（帝國）大学の用例を除けば、普通通俗および学校の図書館については、従来の「書籍館」の名称が、法制面で「図書館」と改められ表記されるのは、二三年一〇月七日公布の小学校令（勅令二一五号。明治一九年四月の小学校令を廃止したもので、新小学校令といわれた）に於てであり、その

規定中、「幼稚園、図書館、盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校等ニ就キテハ」云々に始まるとされている。

つまり、今まで見て来たように、「学校書籍館……」と題している以上、この「未定稿」は、続いてかなり手を加えられるにもせよ、つぎの二五年刊本の成稿へとつながるべく、二二年末ぐらいに筆を擱いたと見てよいのではないだろうか。

六、「未定稿」の問題点

すでに本稿の前半でも触れたし、東京（帝國）図書館史を編く者には周知の事ながら、明治二二年という年は、この図書館にとつても多事であり、記録されるべき歳でもあった。

この年三月、（東京）教育博物館を分離し、東京図書館官制の制定にともない、同館は再び本省総務局を離れ独立し、国立図書館としての途を明確に歩み出した。このことは、当年、文部省に於て同図書館をして「純然タル参考図書館タラシメン」意図に発したものとされている。そうした過程の中で、翌二三年には、同館経営の指針を海外の新知識に求めた田中稲城が帰朝する（三月二一日帰国、同月二四日東京図書館長就任）。一方では、二三年一〇月の教育勅語発布に行きつくようなゆるゆるな学校教育への国家管理・統制の強化が、当面、検討を重ねて来たであろう、この東京図書館内の書籍館→図書館管理法へ未定稿にしたがえば管理一班、編さんの作業にどのような影響をもたらしたかは容易に窺い知ることが出来ない。

しかしながら、前章までに見て来たように、ほぼ二一—二二年頃には一応の成稿にたどりついたと見られるこの「未定稿」を改めて通読してみると、完成された二五年刊本との間には重要な差異が生じているのに気付く。

先ず第一に、開卷第一章に当る「学校図書館ノ性質及管理法ノ要旨」に見られる、「学校教育における図書館の役割」をより積極的にとらえた点が挙げられ、第二には、先に中根によるこまかい修訂の事例として引いたように、未定稿での第四章に当る「図書ノ撰択及目録ノ分類法」の中の、一〇丁ウに示された「風俗ヲ害スル図書ハ学校書籍館ニ蒐蔵ス可ラス」との全面削除にかゝわる問題があろう。更には、第一章とかかわることだが、最終章「職員及職員ノ注意」を、刊本で類似の章名である第八章「学校図書館管理者注意」と読み比べれば、未定稿のこの章前半がすっぽりと削除されてしまっていることが判る。しかも、前掲の「図書ノ撰択……」の章で言及された「児童ニ小説ヲ読マシムルノ可否」の条（未定稿一〇丁に掲出）は、刊本第八章後半に、あたかも読みようによつては、「某国人ミシユル氏曰ク」の例示の如く箇条書きの中に吸収消化されている。未定稿の特に前半部分に多い欧米の引用事例が、刊本では悉く抹消されているのに、この「ミシユル氏曰ク」だけが残っているのも妙なことである。さらに特筆したいのは、「児童ヲシテ：漸次ニ讀書ノ嗜好力ヲ発生セシムルト、校員ノ参考ニ須要ナル図書ヲ蒐蔵シテ、授業若クハ管理上ノ改良ヲ爲スノ便ニ供スルトニ在リ」とまず巻頭に闡明するという、未定稿筆者の積極さは、教育学説史的にいえば、何処からもたらされたものなのだ

らう。

刊本の序文においては「図書館は学校教育の及達せざる所を補益して、一國の教育を完成するものなり」の程度にしか結論せざるを得なかつた田中稻城が、おそらく帰朝後、この「未定稿」に接してどういう態度を採つたのか、検討さるべき問題点であり、未定稿から二五年刊本への変改に辿り着く途はなお遠い。

以上、まず資料全文を提供して大方の研究に資すべく、わずかにその成稿の時期を周辺の文献から推定し仮説の時期について提示してみたが、与えられた紙幅からもこの程度にとどまざるを得ない。今後なお図書館史のみならず広く、教育政策史などの気鋭の研究者による検討がさらに加えられることを願うものである。

あとがき

本稿は、筆者にはこの十余年の宿題の感ふかい「まぼろしの司書 帝國図書館司書中根肅治（弘化四—大正一〇年）探求」の、幾つめかの報告である。昭和五七年一〇月、武庫川学院女子大学での日本図書館学会第三〇回研究大会における口頭発表が、「資料発見の第一報」めいたのに対して、今回は、や、近年の成果である文献類をも参照し得た中間報告となった。

何分にも未公刊の手稿を扱つたため、まずその全貌に接しないことには、どのような推測・論究も所詮、隔靴搔痒の嘆をまぬがれぬ。幸い、平明に読みやすい原文でもあるので、まずそ

の全文を影印収録できる発表の舞台を得たかった為に、前掲の学会や、関係浅からぬ図書館史研究会の諸兄姉にも相談することなく、勤務先の紀要ともいふべき本誌を選ぶに至った。この間、専ら筆者の教育史の勉強不足から、明治二〇年代初頭の教育政策変革のうねりが、図書館行政にどう反映したかどうかといった、この未定稿成立の背景については充分な検討が加えられなかった。そうした遷延の裡に、中根翁の令孫目黒勝郎医学博士や、本稿の発表を終始見守って来られた足立巻一氏があいついで逝去せられ、遂にこの影印発表をお目にかけれなかったことを深くお詫びせねばならない。加えて、このような貴重な好資料（史料と呼ぶべきであろう）に恵まれながら、その提起する問題点について、はかばかしいメスを加えられぬ非力を反省すると共に、当館の歴史にも有縁の故をもって、やゝ異例ともいふべき資料全文の掲載に機会を与えられた専門資料部寺村部長以下、編集委員各位の英断と御好意に感謝を捧げたい。

（一九九〇年五月退官の前月末に当り記す）

補注

- (1) この三種の『図書館管理法』については、先年すでに「三つの『図書館管理法』とその背景」という詳しい比較研究がなされている（石井知子論文『図書館学会年報』三巻二号 昭和三十一年二月）
- (2) 伊東平蔵「四十五年前の文部省 図書館示論事項」
 『図書館雑誌』二二一年一号 昭和二十一年一月 一九一—二二頁。角屋文雄編著『日本近代図書館史』（学陽書房 昭和五二）所収
- (3) 小川剛『図書館管理法』復刻版の巻末解説（日本図書館協会 昭和五二）所収

(4) 上野 「手島精一と図書館」『図書館学会年報』二四巻一号 昭和五三年三月 三七—四四頁）

この『書籍館二就キテノ卑見』は、竹林熊彦により田中稻城が明治一九年起稿したものと紹介されていたが（田中稻城著作集（一）『図書館雑誌』三六年六号 昭和一七年六月）参照、戦前すでに手島精一の遺稿として全文が発表されていた（田辺尚雄「東京博物館と故手島精一翁」）『明治文化研究』五巻三号 昭和四年三月）。上野論文は、その経緯をたどり、むしろ、田中よりも手島の起草により二二年頃作成されたことを立証する（稿本は同志社大学図書館所蔵竹林熊彦収集資料所収。マイクロフィルムが当館憲政資料室にある）。

(5) 中根庸治の生涯と業績については稿者による左記二点がある。

(一) 中根庸治『日本印書考』（日本書誌学大系 二〇）青裳堂書店 昭和五七 解説 稲村徹元稿 三三九—三五〇頁所収。末尾に参考文献一六件を掲げる

(二) 稲村徹元「本と人」と 出会いめぐりあい」『国立国会図書館月報』三五〇号 平成二年五月

(6) 中根庸治稿「群書索引 隨筆之部」。東京図書館所蔵の「一話一言」ほか十篇の未刊古隨筆書から人名・事項を採取し、神祇・帝紀、人物、衣服、宮室など三巻一六部に分け、各部内の標目はいろは順に記載した索引の未定稿。明治一八—二二年の間、東京図書館在職中の所産らしい。巻末に和田萬吉筆で「帝國図書館中根庸治先生自筆本」の識語がある（弥吉光長氏示教）。前掲掲出の『日本印書考』にその本文巻頭と和田の識語部分を図版により紹介してある。稿者蔵。

（いなむら・てつげん 元職員）

学校書籍館管理一班

未定稿

東京朝日新聞

目録

- 学校書籍館ノ性質及管理法ノ要者
- 書籍館ノ結構
- 圖書ノ収及具取扱
- 圖書ノ選擇及目録ノ分類法
- 書籍ノ構造及圖書陳列法
- 圖書ノ保管及裝訂
- 閱覽室ノ管理及圖書ノ出納
- 職及及修及注意

附圖

見返し

表紙

学校書籍館管理一班

学校書籍館ノ性質及管理法ノ要者

学校書籍館ノ目的ハ児童ヲシテ娛樂多キ書籍ヲ讀マシメ漸次ニ讀書ノ嗜好力ヲ發生セシムルト校員ノ忖考ニ須要ナル圖書ヲ蒐藏シテ授業若クハ管理上ノ改良ヲ為スル便ニ在リ

論者或ハ云ハン児童教育ノ事ハ學校ニ於テ教フルモノ外更ニ復タ加ルヲ要セス夫ノ學校外ニ人智ヲ啓迪スルカ如キハ成業ノ後各自ノ意向ニ任セテ可ナリト予

東京朝日新聞

輩ハ未タ此論者ヲ賛揚シ餘ハサルモノアリ凡ソ世界ノ一般ノ事物皆能ク學校教科書中ニ網羅スルコトヲ得ハ復タ他ニ書籍アルヲ要セスト虽限アルノ教科書ヲ以テ限ラズキノ事物ヲ包轄スルハ固リ為シ得可キノ事ニアラス且フ學校ニ於テ児童ニ讀書ヲ教フルノ要者ハ已讀ノ書ニ因リ得ル所ノ理ヲ未讀ノ書ニ就キ之ヲヲ解セシムルノ準備ヲ為スニ在リ然ルニ児童ハ學校ニ於テ授リ得タル誦讀ノミヲ携歸スルニ止リ他ノ書籍ニ臨ミ之ヲ應用スル能ハサルニ於テハ其区域ニテ狭小ニシテ夫ノ漸次ニ世界ノ一般ノ事物ヲ會得シ天賦ノ智識ヲ發達スルコトニ敏

ナルヲ得カレハナリ
 又校資タル者就才教員ニ在リテハ尤博ク諸書ニ涉リ以テ共智識ヲ鍊磨セザル可ラス故ニ書籍館ノ必要ハ持リ児童ノ讀書カク長マシムルノミニ止ラス教員ノ職務上ニ於テハ職欠ク可ラサルノ管鍵トス紐約克登兒ノ教育雜誌ニ云フ學校書籍館ハ教員ヲシテ授業上ニ補益ヲ興フルコト最大ナルモノトス故ニ苟モ教員ノ列ニ在ルモノハ書籍館ニ藏ムル書籍ヲ閱読シテ自修ノ慣習意思ヲ發達シ或ハ其教授スル所ノ學旨ヲ説明スルノ參觀ニ供スヘシ教員ニシテ若シ然ラサルハ其最モ重大ナル職分ヲ盡サ、ル者ト謂ハサルヲ得スト以テ其教員ニ須要ナルヲ見ルニ足ルヘシ

斯ノ如ク學校書籍館ハ教育上ニ必須ノ要具ツララ以テ近來欧米諸國ノ學校ニ於テハ豫メ此館ヲ附屬セサル所ナレ既ニ英國倫敦府ノ教育局ニ於テハ豫メ教員ノ參考書兼ニ児童ニ適スヘキ圖書ノ目錄ヲ製シ其目錄中ニ就テ教員ニ圖書ノ選擇ヲ為サシメ最初ノ一回ハ免費立券ニ違ヌル迄ノ書籍ヲ交付シ且ツ毎年書籍購求費トシテ若干金額ヲ下附セリト云ク其他學校所在地ノ有志者ニ就テ書籍若干ハ其購求費ヲ寄附セシムルコトヲ勸誘シ

2ウ

2オ

書籍館ヲ維持スル方法ヲ計画スルニ汲ヒタリ又佛國ニ於テハ近來鄉村ノ各小學ニ附屬書籍館ヲ設ケテ千八百七十五年ニ在リテハ同國セイヌ州ヲ除キ小學書籍館ノ數六百餘所ニ及ヘリ又米國ノ諸州ニテハ公眾ノ閱覽セシムル村立書籍館ヲ設置スル者アレハ政府ヨリ年々若干金額ヲ下附シテ之ヲ補助スル州オンダリ州ニテハ同州ノ文部省ハ豫メ書籍ヲ備ヘ置キ村立書籍館ヨリ之ヲ購ボテ望ムルハ賣價ノ半額ヲ以テ之ヲ賣下ル等ノコトアリテ皆書籍館ヲ保護スルノ特旨ニ出ワレモノトス而テ是等ノ村立書籍館ハ概ネ便宜村立學校ノ一部ヲ用キ教員ノ管理ニ係レモノナリ

學校書籍館ノ性質及其必要ハ大略上ニ掲ケルカ如シ故ニ今進テ書籍館ヲ管理スルノ要旨ヲ左ニ陳フヘシ管理トハ一定ノ規率ヲ設ケ其秩序ニ遵テ之ヲ管轄整理スルノ謂ニシテ即チ書籍館ニ關スル一般ノ組織ヨリ日々各目ノ所需ニ應ジテ之ヲ出納シ庶モ紊亂散逸セシメス且ツ之ヲシテ毀損蝨喰ノ虞ヲナカシメ且ツ覽閱者ノ便ヲ圖ルノ方法ヲ制定シテ之ヲ履行スルノ名目トシテ皆時諸藩ノ學校ニテ圖書ヲ閱讀ヲ許セシメテアリシモ徃々書籍ノ散逸ヲ致シ終ニ拾收ス可ラサルニ至リシモ

3ウ

3オ

ノハ所謂管理法ト称スル一定ノ規率ヲ設ケサルニ賦由セシブ以テナリ方今改米諸國ニ於テ書籍館ヲ管理スルハ一種ノ専門學科ニシテ館長兼補助員ヲ採用スルニハ必テ試験ニ依ラシムルコト為シ而テ已ニ其事ニ従フニ方リテハ書籍館ニ関スル一般ノ事務ヲ研究シ中ニ誌キ圖書ノ性質ヲ吟味シ圖書ノ良否ヲ鑒定シ圖書ノ分類ヲ為ス等ノ事ハ最重要ノ職令ニ屬セリ故ニ書籍館ノ職責中ニ往々著名ノ人物アルハ普ク人ノ知ル所ナリ

普通書籍館ノ管理法ト學校書籍館ノ管理法トハ其旨趣固リ同一ナラサレバ其大要ニ至リテハ殺テ是レキ差異アルニ非ラス唯其區域ニ大小ノ別アルノミ故ニ今東京圖書館ニ於テ現ニ施行セル管理法ニ基キ學校書籍館ノ創設ニ必須ナリト認ムル方法ヲ彙メ次ヲ述テ其梗概ヲ左ニ列載スヘシ

書籍館ノ結構

書籍館ノ結構ハ書庫閱覽室事務室ノ三者ヨリ成ルモノトス而テ其構造法ハ概テ左ノ方法ニ準據スル可ナリトス

一 書庫 書庫ハ高燥ニシテ大氣ノ流通最善ノ土地ヲ擇ク閱覽室ト適宜ニ離隔シテ之ヲ建設スルヲ要ス

4ウ

4オ

且シ人家稠密ノ地ニ在リテハ成ル可ク石造若クハ磚造ト為シ堅牢ニ經營セサル可ラス但レ書庫ト閱覽室兼ニ事務室トノ通路ハ廊ヲ造リ之ヨリ往來スルヲ便ナリトス

若シ已ラ得ズ書庫ヲ昇濕ノ地ニ構造スルトキハ書庫ノ製作及其配置ニ注意セサル可ク書庫ノ製作亦ニ其配置宜キニ適ク充テ大氣ノ流通ヲ得ルニ至レハ及テ高燥ノ地ニ設クル書庫ニ不完全ナル書庫ヲ陳列スルニ便レルモノナリ

一 閱覽室 閱覽室ノ廣狭ハ閱覽者ノ多寡ニ関シテ豫造セサル可ラサルヲ以テ豫メ其大ハラ定ムルヲ能ハサレバ若シ新ニ建築セント欲セハ亦須ク靜寂ニシテ近傍ノ喧囂ノ累ナキ地ヲ拱擇スヘシ而テ内部ノ構造ハ殊ニ窓牖ノ配置機密椅子ノ位置ニ注意シ光線ノ射入大氣ノ流通ヲ導クヲ主トシ又冬時ニ在リテハ採温ノ器ヲモ具ヘサル可ラス外部ノ如キハ種々ノ樹木ヲ植ヘ閱覽者ヲシテ傍ヲ目ヲ怡ハシ読書ニ倦マサレシムル如ク經營スルハ最ニ妙ヲ得ナリトス

以上述フル所ハ主トシテ學校附屬ノ書籍館ヲ新設

5ウ

5オ

セントスル者ノ注意ニ資スルモノナリ若シ校舍内ニ就キ其一ニ室ヲ假用シ若クハ一二室ヲ増築セントスルモノハ固リ現存ノ校舍ニ於テ便宜計画スルヲ要ス而テ教場ヲ以テ閱覽所ニ流用スル場合ニ在リテハ授業時間後ニアラサレハ閑室スルヲ得サルニ由リ其時間甚ク僅少ナルヲ以テ特ニ夜間ニ涉リ閑室スルヲ可トス但シ夜間ノ閑室ハ学校生徒ニ便ナルノミナラス晝間職業アルモノ等ノ為メ頗ル便益ナルモノナリ然レ夜間ハ動モスレハ火災ノ虞アルヲ以テ管理者預メ之ニ要スル準備ヲ為サハル可ラス

東京圖書博物館

一事務室 事務室ハ書籍館ヲ新営スルニ當テハ成可ク書庫ト離隔シテ建設スルニ宜シクモ、如キハ教ヲ主トスヘシ然レ校舍内ニ設クルモノ、如キハ教員ノ語所ヲ用フルモ亦可ナリ

右ノ外新設ノ書籍館ニ在リテハ目録陳列ノ場所、食堂及廁等ノ構造ヲモ要スルニ於テ校舍内ヲ用ルモノ、如キハ現在ノモノヲ用フルモ差支ナカルヘキナリ

書籍館結構ノ規模ハ歐米各國異制一ナラス故ニ或ハ吾邦ニ通スルモノアリ或ハ適セサルモノアリテ一々之ヲ録

述セハ其煩ニ堪ヘサルヲ以テ今敢テ之ヲ省キ姑ク一二ノ要旨ヲ録スルノミ再詳細ノ方法ヲ知ラント欲セハ歐米各國ノ書籍中建築ニ関スル圖書少カラス宜ク就テ參考ヲ執ルヘシ

圖書ノ領收及出版

圖書ヲ受領シタルハ先ツ其部数冊数及完否ヲ査閲シ直ニ藏印并年月日購求品交付品寄贈等ノ印記ヲ捺シ而シ後、圖書原簿(甲)ニ之ヲ登録スルナリ但シ詭譎類并逐次刊行ノ圖書ハ假簿(乙)ニ記載シ置キ適宜ノ冊数ニ至ルヲ待テ合装ノ上ニ之ヲ原簿(甲)ニ登録スルモノトス

東京圖書博物館

有... 評

リ臨クノ外ハ樂券新母ト云善ク慈愛シ教養ニ応セザル
 可ラサレモ聖教書籍館ニ於テハ共主トナル所單ニ學校
 生徒ノ修業ヲ羽翼シ其業ヲ増進セシムルニ在ルヲ以
 テ其園覽ニ供ス可キ圖書ノ採擇ハ最モ急ニス可クサレ
 モノトス
 児童ニ讀マシ可有圖書ハ可成文娛樂ノ意ヲ含メルモノ
 リ採擇シ夫ノ趣意ニ堪ヘザルモノハ之ヲ突換セ
 レメサルヲ要ス此等採擇ノ行書或ハ理科ノ要項ヲ児童
 ノ智識由ニ寓シ且ツ娛樂ヲ有テ有益ノ新智識ヲ得ル
 書籍ヲ採シ慈愛シ以テ其強ニ若他人民共善ノ業成
 二由リ復ク之ヲ採擇ニ注意スヘシ即チ書業地方ニハ若
 事ニ關スル書籍業地方ニハ編輯ニ關スル書籍ヲ採テ
 園覽セシムルノ救他ニ依テ
 古書ヨリ必要ノ圖書ヲ採困セント欲セハ豫メ解題目錄
 二就キ其要領ヲ各考ニ其善者ヲ採擇スヘシ故ニ苟モ書
 籍採テ設立スルニハ可成文目錄ノ採録ヲ蒐集シテ参考
 ノ用ニ供セザル可ラス
 新著書ノ採擇ハ單ニ新聞紙雜誌類ノ廣告ニ依テ採
 可ス主トシテ著譯者ニ注意シ其書ヲ採密ニ審査シ其良
 者ヲ採選セザル可ラス

東京教育博物館

児童ニ小説書ヲ讀マシムルノ可キハ改定誌園ニ於テ又
 シテ教育家ノ一問題タリシカ較進ニ至リ具説大抵一定
 シ児童ノ徳義ヲ毀壞スルニ至ラザル小説書ハ必ず児童
 ノ精神ヲ煉修シ且ツ大ニ訓誨ノ効用アリトシテ之ヲ認
 可スルニ至レリ然レモ其間ニハ其種類頗ル多キヲ以
 テ之ヲ採擇スルハ最モ注意セザル可ラス故テニ教
 ヲ娛樂ノ中ニ寓スルモノ或ハ英傑勇士ノ傳記ヲ採録セ
 ンモノハ其事蹟ノ有益ニ關セズ之ヲ採シムルモ能テ
 其弊害ヲ見サルノミナラス児童ノ精神ヲ活潑ニシ其志
 ヲ善良ニシ讀書ノ嗜好力ヲ培養スルニイテカニ唯其採
 擇如何ニ存スル可也
 以上書籍ノ採擇ニ就キテハ他ノ事項ニ比シテ漸ク進
 スル所以ノモノハ他ナシ既ニ其地方學校ノ如キハ大ノ
 柳橋新史進地獄福音ノ書籍ヲ採シテ園覽スルモノアリ
 ト聞ク目下學校ノ書籍ノ採擇ノ或モ許スモノニモ非
 レハ尚ホ且ツ可ナリト是レ其採擇ノ採録ノ採録ノ採録
 クハ児童ノ園覽ニ供スルニ至テハ其採録ノ採録ノ採録
 カル可クサレモ其採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録
 吾邦ニ至リテ有テル古書若蘭書ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録
 採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録ノ採録

東京教育博物館

圖書ノ増加ヲハ速ニ目錄ニ編入シ閱覽セシムルコトニ
注意セサル可ラス新著書ノ如キハ最モ然リトス故ニ原
簿ノ記入畢リ函寫ニ陳列スルト同時ニ目錄ニ編入スル
ヲ良トス

部數寥寥ナル書籍館ノ目錄ハ二三部ヲ騰寫シテ之ニ供
スルヲ以テ是レトモ比増加ゴトニ目錄ヲ書換フル
等ノ勞ヲ執ラス騰寫目錄ヲ用フハ毎部ノ末ニ必ス
教行ノ空部ヲ存シテ増加圖書ヲ編入スルノ餘地ヲ存ス
ヘレ

購入若クハ寄贈ノ圖書多キ書籍館ニ在リテハ騰寫目錄
政ハ細則目錄ヲ用フルヨリ寧ロ「カードカタク」ノ骨牌
ヲ製シテ之ヲ用フルノ簡便ナルニ若カス

利用

東京圖書館

カードカタクノ寫法ニ種々アリ其中其最簡ニシテ費用
ヲ要セサルモノハイタクノ紙或ハ西洋紙ヲ以テ之ヲ製シ
毎葉書名若シテ函寫號碼ヲ記入シ適宜ノ欄ニ收ムル
モノトス

東京圖書館ニ於テハ嘗テ此單用ナル「カードカタク」ヲ
製シテ試用セシカ較速ニ至リ尚一層細密ナルモノヲ製シ
テ之ヲ用ヘル抑此「カードカタク」ハ著者若シテ出版
人ノ刊行地刊行年月書名ノ大小表紙等ニ在テ候函寫書名等

ヲ記入レ毎款之ウ一抽汁ニ收ムルニ此抽汁ハ常ニ一ノ
大机葉ニ拵付ケ閱覽者ノ入用ノ書籍ヲ見シト欲スルハ先
ツ其款目ヲ記載セシ抽汁ヲ抽キ出シ其中ニ就テ書名ヲ
檢索スルナリ

カードカタクノ利用目録トノ初用ハ五ニ得失ヲ免レス
甲ニ便ナルモノ乙ニ便ナラス乙ニ便ナル者甲ニ便ナラス
即チ新著書ノ如キモノヲ速ニ閱覽セシムルニハ利用目
録「カードカタク」ヲ便ニ及ハス又款目ノ書一頁ノ下ニ
檢索スルニハ「カードカタク」ノ利用目録ヲ便ニ及ハサル
ナリ聞クホニ抽汁ハ現今政務書籍館ニ於テハ概ネウ

東京圖書館

「カードカタク」用井刊行目録ハ他ノ考考用ニ供スルコトナ
リト云フ故フニ是校書籍館ノ如キハ固リ普通書籍館ノ
如ク多量ノ圖書ヲ蓄ムル能ハサルヲ以テ却チ刊行目
録「カードカタク」ヨリモ「カードカタク」ヲ用フルノ便ニシ
テ且ツ多量ヲ要セザルノ便レルニ若カサルヘレ

現今東京圖書館ニ於テ用フル分款法ハ如左

- 第一門 宗教
- 第二門 哲學教育
- 第三門 文學諸學
- 第四門 歷史傳記地理紀行
- 第五門 法律政治社會經濟統計
- 第六門 數學理學醫學天文門 工學兵學藝術農業

第八門 新書、舊書、雜書

分類法ハ外国書籍館ニ於テモ其方法区ニ未タ一定ノ様
アルナレ東京圖書館定ムルルノ分類法ノ如キモ未タ
完全ノ域ニ達セザレバ之ヲ標準トシテハ少許酌量シテ編
纂セハ致テ是レニ差誤ヲカルヘキナリ

書度、構造及書籍整理

書度ノ構造ハ多數ノ圖書ヲレテ狭小ノ地ヲ領セシメ且
ツ書籍ヲレテ露置ノ害ヲ生セシメス主トシテ出納ニ
便ナラシムル丁ニ注意セサル可ラス現今東京圖書館

東京圖書館

ニ於テ用フル書度ハ卷末ニ載スル圖書ノ如シ
従来用フル所ノ書度ハ其構造法之ニ異ナリ且ツ圖書ハ
各類ニ別テ整理セシテ以テ常用ノ餘地頗ル多ク且ツ圖書
書ヲ毀換スルイモ亦少カラサリシガ幸函ハ分類ニ拘ラ
ズ和装ト洋装トヲ問ハス孰レモ並立ニ整理シテ間隙ナ
カラシメ且ツ書籍ノ扉面ハ函ノ中葉ニ對シテ密上ニ在
リ多少ノ間隙ヲ有スルニ由リ函中ハ常に充分ノ大氣
ヲ流通シ些カモ湿度ノ氣ヲ生セザルヲ以テ更ニ蟲咬
ノ害ヲ未カス圖書ノ保管上頗ル其當ヲ得タルノ證ハ
既ニ十年前來ト經驗ニ於テ見ル所ナリ

洋装ノ圖書ニ在リテハ其表面ニ函架蓋ヲ帖付シ得ル
便アルヲ以テ出納上差支ナキモ和装圖書ニ至リテハ斯
ノ如クナル様ハサルヲ以テ人或ハ函出納上ニ不便ナル
ヤノ疑ハ抱ク可シトモ此和装圖書ハ其後部ニ直ニ番
号及ビ每冊ノ逐数ヲ記入スルヲ以テ實際ニ於テハ洋
装圖書ヲ出納スルト毫モ異ナリナレ

又洋装ニシテ薄冊ノ圖書ハ架蓋中ヲ画シテ別ニ薄板
ヲ嵌入シ是番号ヨリ番号ニ至ルノ番号爰ヲ帖付
シテ之ヲ整理シ且ツガツクレツカト稱スル圖書ノ如
キ番号ヲ以テ架蓋中適宜ノ地ニ配置シ以テ圖書

東京圖書館

ノ例取テ防クノ用ニ供セリ
已ニ圖書ヲ出納ニ整理スルニ至レハ更ニ函自録ナルモ
ノヲ第一函内帳ナルルノ圖書ヲ悉ク号ヲ逐テ記載
スルヲ要ス此目録ハ圖書點檢ノ際必ず必要ナルノ
ミナラス若シ紛失ノ圖書アルニ當リ其書名ヲ知ルル
ハ容易ヲ搜索スルヨリ甚ク便捷ナリトス但し圖書點
檢ノ詳細ハ圖書保管ノ條ニ於テ叙述スル所ナル
ヘシ

圖書ノ保管及裝訂

圖書ヲ保管スルノ要務ハ主トシテ散逸ヲ防クト毀損ヲ
 致サレモサルトノ二者ニ在リ而テ其散逸ヲ防カント欲
 ヲハ常ニ所蔵ノ圖書ヲ暗記シ毎函ノ點檢ヲ怠ラサルヲ
 要ス故ニ館外貸出ヲ許スハ貸付簿ヲ紫レ且ニ関
 スル規則ヲ制定セラル可ラス凡テ館外ニ圖書ヲ出
 スルハ薄板ノ如キモノニ其書名及来貸付等ノ事項
 ヲ記載シテ書籍ニ代ヘテ函中ニ收ムルヲ要ス然ラサ
 レハ函中ニ來号ノ書冊アルモ他ニ貸付セシモノナ
 ルヤ或ハ他函ニ錯入セシモノナルヤ直ニ是レイワ湯ガ
 レハナリ

東京圖書博物館

曝書棚ニハ館外貸付等ノ圖書ヲ悉皆送付セシメ
 密ノ點檢ヲ為サレ可ラス而テ之ヲ點檢スルノ法ハ概
 示左ノ如シ

先ツ毎函圖書ノ錯雜ヲ正シ番号ヲ逐テ之ヲ整
 列シ函目錄ニ就テ其部冊ヲ照對シ精細ニ檢査スル
 事但シ点檢済ノ圖書ハ目錄ノ上端ニ至極者自ラ
 認印ヲ捺シ以テ他日ノ責ニ任ス○點檢ノ際若シ圖書
 ニ欠タルモノアルハ目錄ノ上端ニ附箋ヲ帖シ置キ
 他函ヨリ発見スルヲ待テ調査印ヲ捺スルヲ○點檢中
 毀損若シハ露痕等ノ圖書ヲ発見スレハ之ニ附箋ヲ

帖ニ置キ見テ後露痕ノモノハ曝乾乾法ヲ施シ
 毀損ノモノハ之ヲ修復セシムルヲ但シ洋装ノ圖書
 ハ布序ヲ以テ其微ヲ拭掃ス○點檢済ノ圖書ハ姑
 ク架上ニ横臥シ窓戸ヲ開放シテ充分ニ曝露スル
 一○送付完了ノ上若シ紛失圖書アルハ尚精
 査ニ之ヲ搜索シ念切ク是ニ属スルモノハ其書名欲收先
 及價格等ヲ取調其類去リ館長ニ具申スル事
 曝書棚ニハ餘ニ書度ノ塵埃ヲ悉ク洒掃シ且ツ常ニ水
 納ベサル圖書ハ之ヲ閉蔽ノ地ニ移シテ曝露スルヲ要ス
 但シ前條記載セシ如キ書度ヲ用フルハハ圖書ノ地所

東京圖書博物館

一移ス等ノ勞ヲ要セサルニ宜氣ノ流通宜シカラサル書
 庫ニ不完全ナル書度ヲ用ル書籍館ニ在リテハ前述ノ
 如ク閉蔽ノ所ニ移シテ曝露スルノ勞ヲ厭フヘカラス
 圖書ノ毀損シタルモノハ可成的速ニ修理ヲ加ヘサル可
 ラス蓋シ毀損ノ甚レキモノハ職工ノ手ニ任レハ修整ス
 ルイ能ハサレバ其未タ毀損ノ小ナル時ニ手ヲ入ルルハ
 大損吾人ノ為レト可キモノナレハ之カヲ為メ繕メ表紙
 或ハ綴結及之ニ要スル器具ヲ備ヘ出納手ヲ以テ補綴
 セシムヘキナリ

圖書新装ノ時ニ用フルメ一定ノ表紙ヲ綴ルル

一 本館圖書ハ一時ニ和漢書ハ三種ニ分テ定限トス洋書ト和漢書トヲ併セ借ルルキハ其合款ノ半ヲ過タルヲ得ズ借ルル證書ハ此限ニ非ス

| 冊
部
類
函
號
架
號
番
號 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 書
名
Title of Book | | | | | | | | | | |
| 月
日
Date | 住
所
Residence | 職
業
Occupation | 姓
名
Name | | | | | | | |

東京圖書院
東京圖書院圖書覽證

圖書求覽手續

- 一 求覽者ハ此圖書院用紙ヲ受テ其住所職業姓名及求覽ノ書名圖書費
號册數ヲ記シ樓下貸読所ニ出シテ書籍ヲ借受スベシ
- 一 圖書ノ借替ヲ爲セントスル者ハ樓上返納所ニ至リ已ニ借受シタル
書籍ヲ返納シテ圖書院書ヲ受取リ更ニ前條ノ手續ニヨリ求覽ノ書
籍ヲ借受スベシ若シ紙面ニ餘白ナキ時ハ貸読所ニ於テ更ニ圖書院
用紙ヲ請求スベシ
- 一 退館セントスル者ハ返納所ニ至リ借受ノ書籍ヲ悉皆返納シテ圖書
院書ヲ受取リ之ヲ貸読所ニ出スベシ其圖書ナキ者ハ退館ノ旨ハ
但圖書ヲ貸読所ニ出シタル後ハ直ニ退館スベシ再ハ喫煙室等ニ
入ルヲ禁ズ

19ウ

19オ

職員及職責ノ注意

學校書籍館ノ長ハ校長ヲ以テ兼シタルモ主席教
員ヲ以テ之ニ充ウルモ其校ノ適宜トス而テ館長ハ總テ
ノ事務ヲ整理シ一切典章ニ任セサル可ラス而テ其最モ
重要ナルモノハ諸規則ノ制定經費ノ調査圖書ノ蒐
集及共振揮者トス

補助員ノ定員ハ圖書ノ多少閱覽者ノ衆寡ニ因リ
以テ豫メ之ヲ定メ之ニ是亦其校ノ適宜トス

補助員ハ館長ニ對シ圖書保管ノ責ニ任シ圖書在籍ヲ差
錯シ目錄ヲ編纂シ圖書ノ毀換ヲ補査シ圖書點檢ヲ
爲シ増加圖書ヲ統計シ年報ヲ撰ズル等ノ事務ヲ掌
理スルモノトス而テ出納員ハ専ラ圖書ノ出納ニ從事シ
免職ノ空ノ監視ヲ掌ル

職員タル者ハ兒童ヲレテ護書ヲ嗜好セシムル事ニ盡
力セサル可ラス而テ兒童ニ圖書ヲ閱讀セシムルニハ可
成的一書ノ全編ヲ讀了セシムルヲ要ス若シ未ク全編ヲ
讀了セサルニ他ノ書冊ヲ交換セント欲スル者アルモ決
シテ貸出セサルヲ可トス此等ノ點檢ノ慣性トスリ猶
且及ホスリ以テ管理員ノ宜ク急ラカフヘキ所ナリトス
又兒童ニ圖書ヲ貸出スルニハ必ス其借取ニ應ジテ適當

東京圖書院
東京圖書院圖書覽證

20ウ

20オ

ノ圖書ヲ貸出スルヲ良トス且時々苦諭レテ児童ニ圖書ノ扱方ヲ示シ大切ニ取扱フヘキ者ヲ以テスヘシ凡テ何等ノ事キ切時ニ為レ得タル事ハ長杜ノ後ニ至リ容易ニ繕正レ難キモノナレハ斯ノ如キ項未ノイラニ難萬ニ誤謬ニサル可ラス若シ魚ラスレテ之ヲ等閑ニ看送スルハ兒童ハ自ら疎放ノ意ヲ此レ遂ニハ痛付ノ圖書ニ濫書ヲ為スノミナラス且キニ至リテハ圖書ヲ割取スルニ至ル者ナキニイラス故ニ此等ノ事ニモ能ク意ヲ用フルハ大ニ児童ノ品行ヲ善良ニシ謹愼ノ性ヲ育セルルノ効力カラスルヘシ

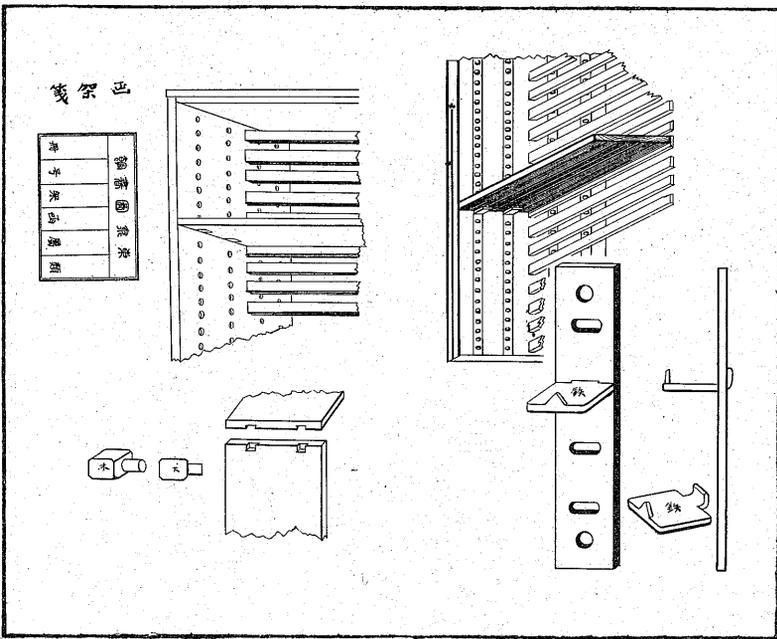
東京圖書館

孫酒外氏ノ説ニ児童既ニ讀書ノ嗜好ヲ養ヒテハ幼テ之ニ圖書ヲ與ヘシヲ被シムルノ方法ヲ設クヘシ其法ニ公共書箱館ヲ設正シ或ハ善良ノ生徒ヲ養成スルニ書冊ヲ贈ルヘシハ最モ大弊ナリ然レ之ニ先ニスルニ我が学校中ニ書房ヲ設ケ若干ノ書冊ヲ備ヘ生徒ヲ以テ交ニ之ヲ其家ニ携ヘ歸ルコトヲ許シ後再ニ之ヲ毀廢ニ抛ルルニ臨ミ其書ハ大意ヲ變更シ或ハ之ヲ書札セシメ或ハ之ヲ読解セルムルヲ要スト斷ルルニ其法ヲ用サテ児童ニ檢査ノ嗜好力ヲ養成セルルハ洵ニ翼望スル所ナリ

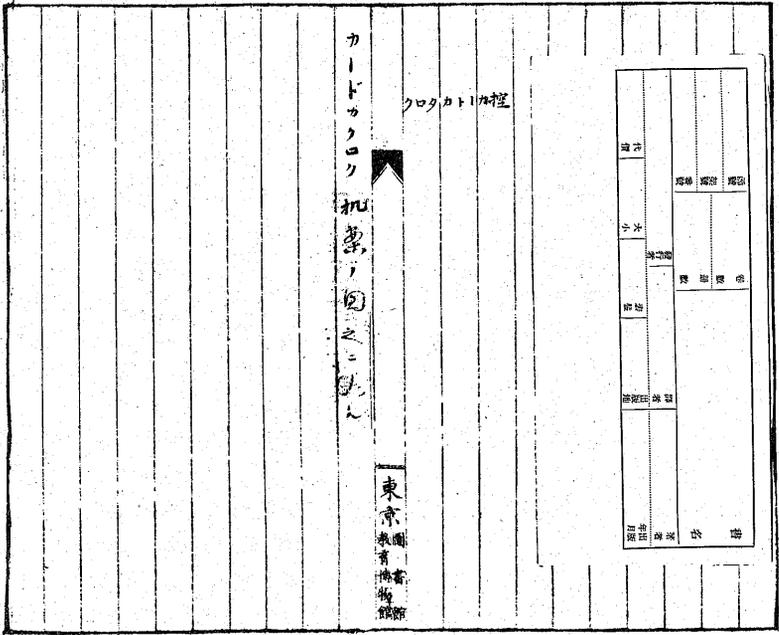
21ウ

21オ

書函/全図/之/入ル

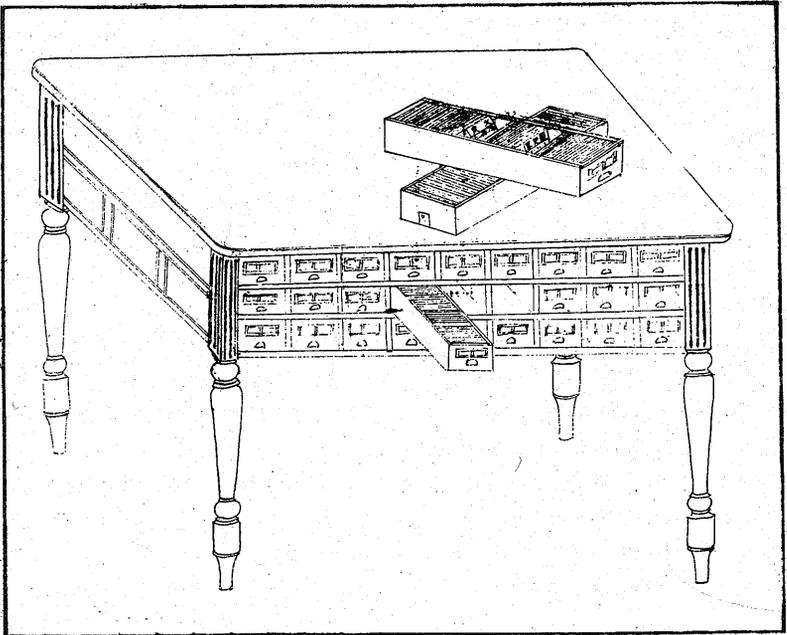


22 (折込図貼付)



237

23才



24 別添図
一 七 一